

# 妊婦のための 支援給付 のご案内

妊娠期からの切れ目のない支援を行うため妊婦さんへ「支援給付」を行っています。また、相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関しての疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

## 対象者(※1)

- ①申請又は、届出時点につながる市に住民票を有する方。
- ②令和7年4月1日以降に妊娠している方。
- ③他市町村で、妊婦支援給付金を全額受け取り済みでない方。

## 支給額

- 1回目の給付 妊婦一人あたり5万円  
2回目の給付 妊娠している子ども数×5万円

## 支給までの流れ



・**妊娠期(概ね 8～10週)**:妊娠届の提出時に、保健師等との面談を行い、妊婦給付認定の申請と妊婦支援給付金のご案内をします。申請後、1回目の給付金(5万円)が支給されます。

・**妊娠8か月頃**:アンケートに回答いただき、希望者には面談を行います。

・**産後**:新生児訪問や乳児家庭訪問の際に保健師等と面談を行います。面談時に2回目の妊婦支援給付金についてご案内します。申請後、2回目の給付金(子どもの数×5万円)が支給されます。

(※1)流産・死産の場合も支給の対象となります。この場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることが出来ます。

(※2)市では2回目の申請時期を出産後に予定していますが出産予定日の8週間前の日から申請可能です。

## 申請に必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)の写し
- ・振込確認書類(キャッシュカード、通帳等)

※注:振込先口座は、申請者本人名義に限ります。